

これまでの経緯

S61 村議会で、清瀬都住地区は袋小路。自然災害等が発生した場合、交通手段が遮断される状況にあり、奥村へ抜ける避難道路を確保すべきと指摘。

防災避難道路(村道)

村は、村民の生命・財産を災害から守る必要な措置として、清瀬～奥村を高台で結ぶ路線を防災避難道路として位置付け、新規路線に認定。

S61～62 植物の専門家等から保全すべき植物があるとの意見書が提出される。

都道行文線

S63 村の要望を受けて、都が都道区域に編入して整備することを決定。



事業の保留

H4 村民だよりで「新設道路(都道)計画」(⇒現在の保留区間)を公表。

H6 村民の要望により、工事説明会を複数回開催される。

⇒ 住民組織「自然とくらしの会」より、白紙撤回の要望書が提出される。

⇒ 都道行文線協議会が設立され、計画内容等について協議が重ねられ、事業の保留を決定。

◆ 合意形成の不足、環境への配慮不足

平成23年3月11日 東日本大震災が発生



東京都が「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表。(H25.5)

⇒ 複数の波源モデルのうちから港ごとの最大津波高、浸水域を想定。



参考

南海トラフ巨大地震 ケース⑤ [冬・深夜]
の場合の父島の被害想定

(※東京都による島しょ部被害想定)

- 津波による全壊棟数 211棟
- 津波による半壊棟数 53棟
- 津波による死者 127人
- 津波による負傷者 3人
- 津波要救助者 27人

父島津波浸水ハザードマップ基本図(村)

- | 最大浸水深 | |
|---|-----------|
|  | 10m ~ 20m |
|  | 5m ~ 10m |
|  | 2m ~ 5m |
|  | 1m ~ 2m |
|  | 0.3m ~ 1m |
|  | 0.3m 未満 |

「小笠原村防災計画」における位置づけ

平26年8月修正

第34部 津波防災対策推進計画「南海トラフ地震等防災対策推進計画」において、防災道路を次のように位置づけ、表記。



(1) 交通ネットワーク維持のため整備（防災道路の連絡路としての位置づけ）

道路や港湾といった交通関連施設は、村の活動を支える基盤として重要な役割を担っている。

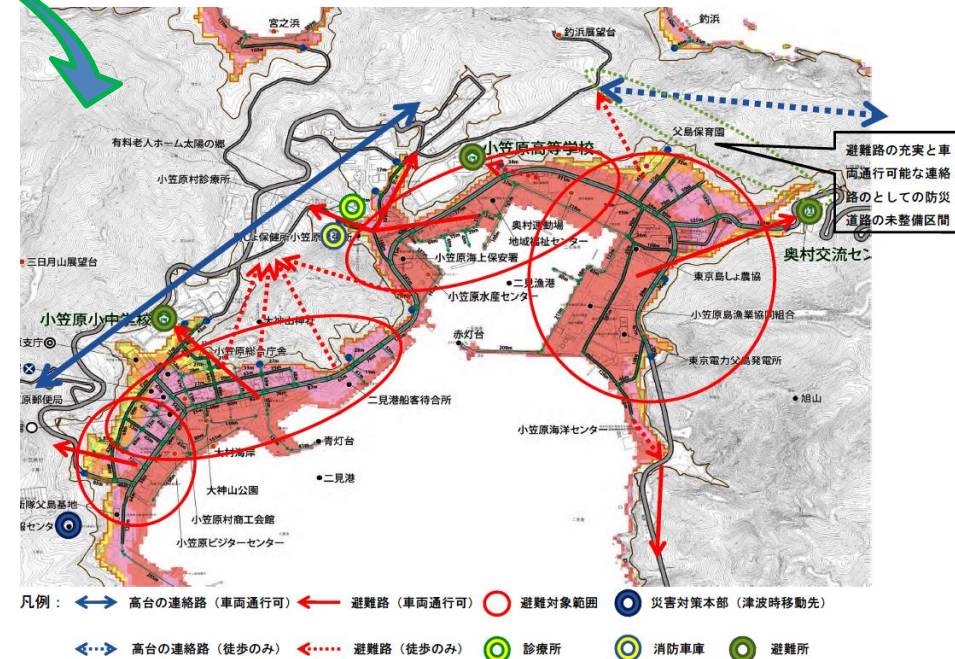
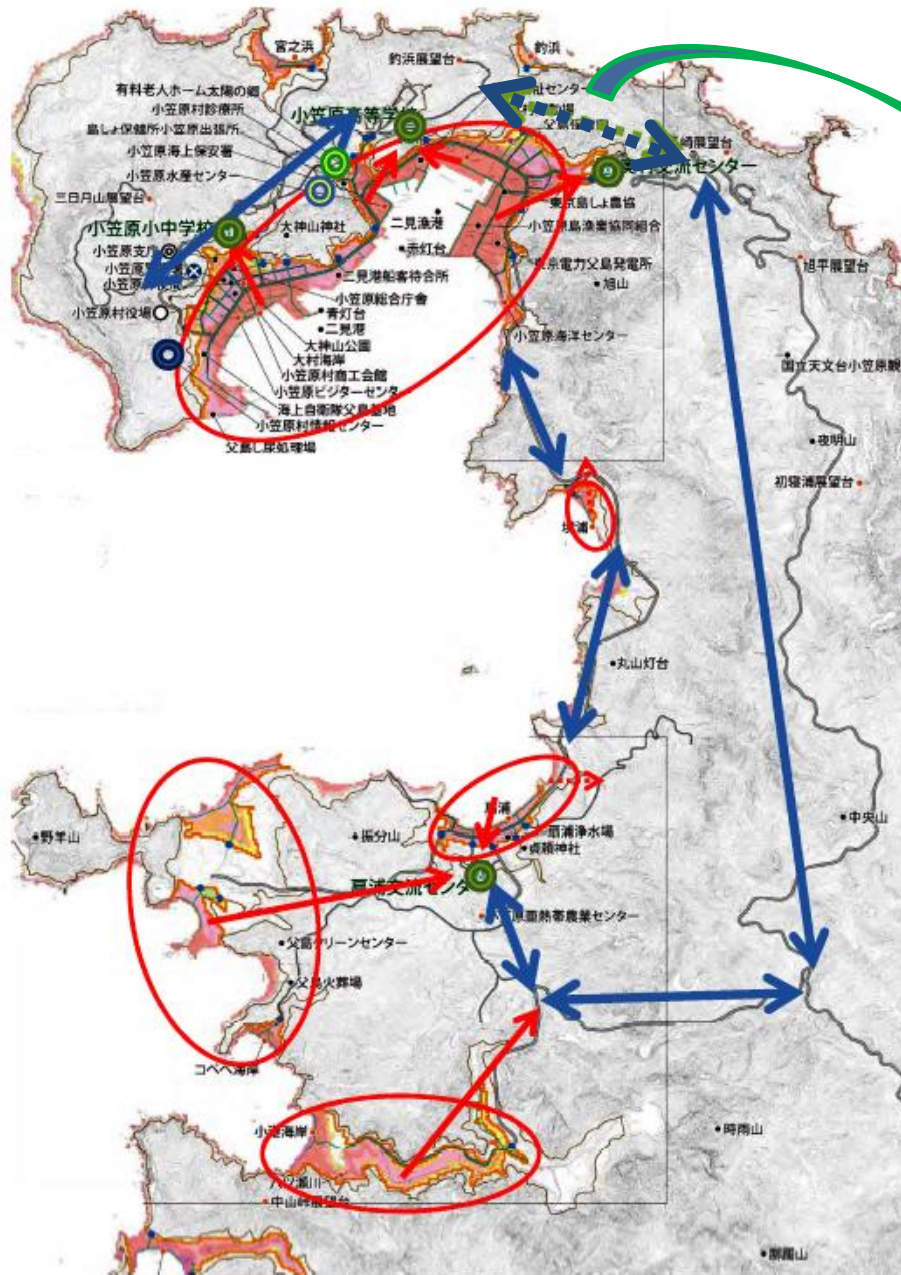
人命救助や消火活動、資材・物資の輸送等を円滑に行えるよう、また、孤立集落の解消のため、浸水による被害を受けない道路の整備を行い、防災力の向上を図る。

(2) 避難路の整備（防災道路の避難路としての位置づけ）

避難時間の短縮、避難路の安全性の向上等、避難の円滑化を図るため、避難路の整備を図る。

防災道路の必要性・有効性

資料1-5



○ 奥村地区の安全、安心な避難路としての機能。

○ 大村・清瀬地区の低地部分が津波により壊滅的な被害を受けても、高台を通る連絡路により奥村地区や扇浦・小曲方面へ緊急車両や啓開等にあたる重機等が迅速に移動できる機能。

○ 被災時、扇浦や小港、父島南部のトレッキングルート等を利用している観光客等への迅速な対応。

村議会での審議

- ◆ 東日本大震災を受けて、村議会で防災道路の整備再開を求める機運が高まり、平成23年から整備再開に向けて委員会審議を18回行い、平成27年9月に「都道行文線未整備区間の整備再開を求める意見書」を採択。

村民説明会の開催

- ◆ 村は、過去の経緯も踏まえ、防災道路の整備再開に向けた村民の合意形成を図るため、平成26年より村民説明会を3回開催するとともに現地視察会を実施。

整備再開を求める要望活動

- ◆ 平成27年10月、村長が都建設局長に要望書、村議会議長が都知事に意見書を提出。
⇒ 建設局長が都議会において、「行文線未整備区間を早期に整備し、都道湾岸通りの代替路ともなるダブル・ルートを確保することとした。」旨の答弁。

背景と目的

- 村議会にて、「都道行文線未整備区間の整備再開を求める意見書」が全会一致で採択
- 村からの「都道行文線未整備区間の整備再開に関する要望書」を受理
- 未整備区間の必要性については、村民の大勢に対し理解を得ている

整備を前提として、島内関係団体と意見交換を行い、円滑に整備を進めていくため検討会を発足

構成員の選定

【検討会の位置付け】

- 環境に配慮したルート検討などを行うための意見交換の場
- 円滑に整備を進めるため、**本道路の必要性について村民の理解**を深めていただく視点から助言を得る

【構成員選定の視点】

- ルート検討に当たっては、「自然環境」等への配慮が前提
- 整備要望区間の周辺は、自然公園法などの「法規制等」が存在
- ルート決定等、重要な事項については、「地元の合意形成」が必要

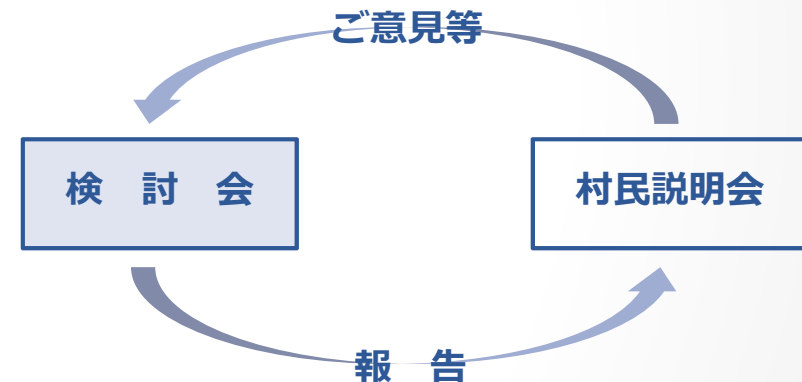
構成員（団体の代表者が参加）		主な立場
◎検討会会長	東京都小笠原支庁	事業者
○検討会副会長	小笠原村役場	整備要望者
検討会メンバー	小笠原村議会	村民の代表
	小笠原諸島森林生態系保全センター	各種法規制等を所管
	小笠原総合事務所国有林課	
	環境省小笠原自然保護官事務所	
	小笠原警察署	交通の安全等を所管
	小笠原自然文化研究所	自然環境の専門家
	小笠原野生生物研究会	

検討のプロセス

検討会は、「決定機関」ではありません

検討会での主な検討内容は、村民説明会で報告します

村民説明会でのご意見等は、検討会にフィードバックします



※ 検討会の開催は、年2回の開催を基本に考えています。

第1回検討会（6月10日開催）

- 《主な付議・検討内容》 ⇒ 行文線整備にかかる経緯等、検討会の発足、今後の予定など（※本日の説明会資料参照）
- 《挙げられた主な意見》 ⇒ 「環境」への配慮には、「自然環境」だけでなく「生活環境」も含めるべき など

当面のスケジュール（案）

年 度		検討内容	（参考）村民説明会
平成 2 8 年度	6/10	・ 行文線整備にかかるこれまでの経緯等 ・ 検討会の発足について ・ 環境配慮調査事項（平成 2 6 年度実施）の概要説明 ・ 今後の予定について	● 7 / 7 第 1 回
	後	・ 地形測量及び環境調査の結果報告 ・ ルート案の検討状況	
平成 2 9 年度	前	・ 道路のルート案の抽出 ・ 平成 2 9 年度の取組内容	● 第 2 回
	後	・ 環境調査の結果報告 ・ 道路のルート案の検討 ・ 平成 3 0 年度の予定	● 第 3 回
平成 3 0 年度～		具体の設計内容に関する検討	適宜実施

- ・ 今年度からルートの検討をスタートし、平成 2 9 年度前半に「複数のルート案を抽出」します
- ・ 複数のルート案を基に検討を深め、地元の意見も聞きながら、平成 2 9 年度後半には「ルートの決定」を目指しています

今後の予定について (地形測量及び環境調査)

目 的

- 地形測量 ⇒ ルートや道路構造の検討に必要な山地や沢などの地形を把握する。
- 環境調査 ⇒ 環境に配慮した道路設計を行うために、動植物の分布、生態特性を把握する。
水生生物の生息環境の把握ため、河川の流量・水質の特性を把握する。

地形測量

測量方法：航空レーザー測量

実施期間：平成28年7月～11月
うち2日間（実施日未定）

実施範囲：三日月山～屏風谷一帯

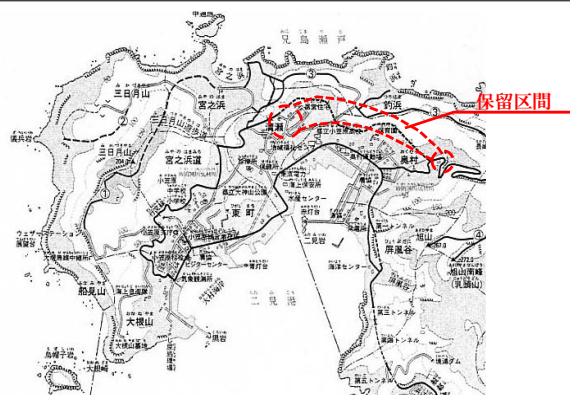


図1 航空測量実施範囲

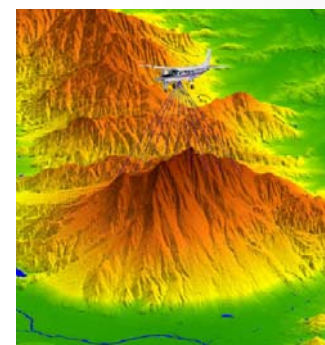


図2 航空レーザー測量イメージ図
(国土地理院HPより)

環境調査

今年度の調査（予定）

- 調査範囲における動植物分布を把握するための調査（夏季、秋季、冬季調査を実施）
- 河川の流量、水質測定調査 *戦跡調査を同時に実施

調査対象（予定）

哺乳類、鳥類（猛禽類）、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、陸産貝類、底生動物、植物及び希少性のある生物

調査範囲（予定）

<動植物調査>
ルート検討範囲

<水生生物、
流量等調査>
清瀬川、奥村川



調査実施日

夏季（8月）、秋季（9月～11月）、
冬季（12月～2月）の3回を予定